令和　　年　　月　　日

契約保証金免除申請書

北九州市長　宛

（政策局ＤＸ・ＡＩ戦略室）

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者氏名 |  |

「令和８～１０年度基幹業務システム統一・標準化推進に係るＰＭＯ業務」の契約にかかる契約保証金の免除を申請します。

免除の根拠　　北九州市契約規則第２５条第７項第　　号

証明資料　　　別紙のとおり

北九州市契約規則第２５条第７項

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせな

いことができる。

（１）契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（２）契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

（３）第３条の規定により市長が別に定めた資格を有する者による一般競争入札又は指名競争

入札、せり売り若しくは随意契約による場合において、契約者が過去の実績から判断して、

契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（４）法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

（５）財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

（６）随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行

しないこととなるおそれがないとき。

（７）公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な財産を直接に国又は他の公共団体

その他公共的団体に売り払い、又は貸し付けるとき。

（８）公有財産取得に伴う随意契約を締結する場合において、市長が特に認めたとき。

（９）前各号に定めるもののほか、随意契約を締結する場合において、当該契約の目的又は

性質からみて契約保証金を納めさせることが困難であり、かつ、契約者が契約を履行

しないこととなるおそれがないとき。